岡山大学自然生命科学研究支援センター光・放射線情報解析部門津島施設運営会議内規

（平成２８年４月１８日
学　　長　　裁　　定）
改正　平成３０年　３月　９日
改正　令和　３年　３月１７日

（趣旨）
第１条　この内規は，岡山大学自然生命科学研究支援センター光・放射線情報解析部門津島施設内規第５条第２項の規定に基づき，岡山大学自然生命科学研究支援センター光・放射線情報解析部門津島施設運営会議（以下「運営会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（審議事項）
第２条　運営会議は，光・放射線情報解析部門津島施設（以下「津島施設」という。）の円滑な運営を図るため，次の事項について審議する。
一　津島施設の運営に関する事項
二　津島施設の将来計画に関する事項
三　津島施設の諸規程の改廃に関する事項
四　その他津島施設に関する重要事項

（組織）
第３条　運営会議は，次の各号に掲げる者で組織する。
一　津島施設長（以下「施設長」という。）
二　文学部，教育学部，理学部，薬学部，工学部及び農学部ごとに推薦された教授又は准教授　各１人
三　光・放射線情報解析部門鹿田施設から推薦された者　１人
四　津島施設放射線取扱主任者
五　その他施設長が必要と認めた者
２　前項第２号及び第３号の構成員の任期は，２年とし，再任を妨げない。ただし，欠員が生じた場合の補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする

（議長）
第４条　施設長は，運営会議を招集し，その議長となる。
２　議長に事故があるときは，議長があらかじめ指名する構成員がその職務を代理する。

（議事）
第５条　運営会議は，構成員の過半数が出席しなければ，会議を開き，議決することができない。
２　運営会議の議事は，出席した構成員の過半数をもって決する。ただし，可否同数の場合は議長が決する。

（構成員以外の者の出席）
第６条　議長が必要と認めるときは，構成員以外の者の出席を求め，その者の意見を聴くことができる。

（事務）
第７条　運営会議の事務は，研究交流部研究交流企画課の協力を得て，自然系研究科等事務部において処理する。

（雑則）
第８条　この内規の改廃は，運営会議の議を経て行う。
第９条　この内規に定めるもののほか，運営会議に関し必要な事項は，施設長が別に定める。

附　則

１　この内規は，平成２８年４月１８日から施行する。

２　この内規の施行に伴い，自然生命科学研究支援センター光・放射線情報解析部門津島施設運営会議内規（平成１６年４月１日施行）は，廃止する。

附　則

この内規は，平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この内規は，令和３年４月１日から施行する。